

## 米空軍兵による住居侵入事件に対する抗議決議

1 1月28日午前2時40分ごろ、北谷町北前のアパート2階ベランダの無施錠の窓から室内に侵入したとして、物音に気づいた住人の通報により嘉手納航空基地所属の1等軍曹（30）が現行犯逮捕された。沖縄署によると逮捕当時、容疑者は酒に酔っており、調べに対し「分からない」などと話しているとのことである。容疑者が基地外で飲酒したのか、基地内で飲酒したのかについては明らかにされていない。在沖米軍は、26日、米軍人による事件や事故が減少したとして、軍人・軍属の外出・基地外飲酒の制限する勤務時間外行動指針（リバティー制度）を12月9日から緩和すると県に報告した矢先の事件である。

本町では、平成21年9月に同様の事件が発生し、現行犯逮捕されている。

本町議会は、先月の基地内の立てこもり事件等、在沖米軍人による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、全く改善されず極めて遺憾である。

今回の事件は、被害者の驚きと恐怖におびえた心中を察すると、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 米軍人、軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 勤務時間外行動指針（リバティー制度）の緩和発表を撤回し、規制を継続すること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表すること。

以上、決議する。

平成26年12月4日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

## 米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書

1 1月28日午前2時40分ごろ、北谷町北前のアパート2階ベランダの無施錠の窓から室内に侵入したとして、物音に気づいた住人の通報により嘉手納航空基地所属の1等軍曹（30）が現行犯逮捕された。沖縄署によると逮捕当時、容疑者は酒に酔っており、調べに対し「分からない」などと話しているとのことである。容疑者が基地外で飲酒したのか、基地内で飲酒したのかについては明らかにされていない。在沖米軍は、26日、米軍人による事件や事故が減少したとして、軍人・軍属の外出・基地外飲酒の制限する勤務時間外行動指針（リバティー制度）を12月9日から緩和すると県に報告した矢先の事件である。

本町では、平成21年9月に同様の事件が発生し、現行犯逮捕されている。

本町議会は、先月の基地内の立てこもり事件等、在沖米軍人による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要請してきたが、全く改善されず極めて遺憾である。

今回の事件は、被害者の驚きと恐怖におびえた心中を察すると、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 米軍人、軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 勤務時間外行動指針（リバティー制度）の緩和発表を撤回し、規制を継続させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月4日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長